

# 第3章 医療救護所の設置

## 1 設置基準

市町村は、以下の基準を目安として地域の郡市医師会等とも調整した上で、医療救護所の設置を決定します。また、撤去の時期は、設置した医療救護所の稼働状況や被災地の医療機関の復旧状況等を踏まえて、総合的に判断します。

地域保健医療調整本部は、平時から管内市町村の医療救護所の設置候補場所を把握しておき、災害時において、市町村の医療救護所の設置に対して、助言や支援を行います。

- ① 当該市町村内の医療機関の診療能力を超える程の多数の負傷者が一度に発生したとき
- ② 医療機関が多数被災し、十分な診療機能を発揮できないと判断したとき
- ③ 災害発生から時間の経過とともに、負傷者が増加するおそれがあるとき

## 2 設置場所

市町村は、例えば地震災害の場合は、以下の点に留意して設置場所を決定します。津波災害に対応する場合は、拠点となる避難所に設置することが考えられます。

なお、平時から医療救護所の設置場所について、被害想定等に基づき設置場所を指定しておくことが必要です。

- ① 特に被害の甚大な地域に配置する
- ② 負傷者が多数見込まれる地域に配置する
- ③ 医療機関の診療機能が低下している地域に配置する
- ④ 負傷者が集まりやすい場所に配置する
- ⑤ ライフラインの確保が容易な場所に配置する
- ⑥ トリアージや応急処置が実施できる十分な広さが確保できる場所に配置する

## 3 設置の報告

市町村は、医療救護所を設置した場合、以下の事項について地域保健医療調整本部へ電子メールにより速やかに報告することとします(仙台市は県保健医療調整本部へ報告します)。

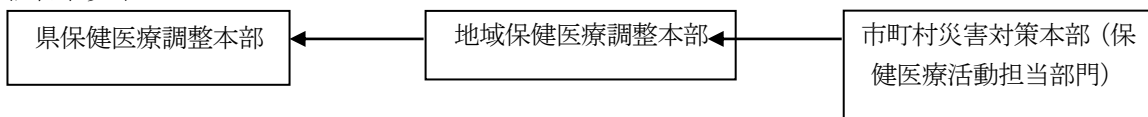
なお、地域保健医療調整本部が機能していない場合には、県保健医療調整本部へ直接報告することとし、機能が回復し次第速やかに地域保健医療調整本部へ報告することとします。

また、電子メールが使用できない場合は、電話又はファクシミリを利用することとします。

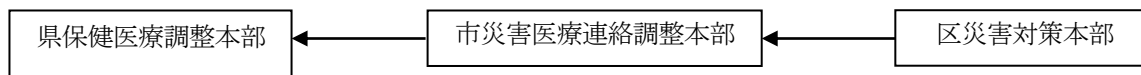
- ① 設置場所
- ② 医療救護所への連絡方法及び責任者氏名
- ③ 傷病者の状況(人数、傷病程度など)
- ④ 医療救護活動の状況
- ⑤ 医療救護班派遣の必要性
- ⑥ 医薬品等の必要性

[報告経路]

◆仙台市以外



◆仙台市



[報告先一覧]

機関名	電子メール	電話（※：防災無線）	FAX（※：防災無線）
県保健医療調整本部	imu@pref.miyagi.lg.jp	022-211-2614 ◎-220-8-2614※	022-211-2694 ◎-220-8-2694※
仙南地域保健医療調整本部	snhwfzp@pref.miyagi.lg.jp	0224-53-3115～3116 ◎-221-305～306※ 309～310※	0224-53-3131
塩釜地域保健医療調整本部	sdhwfzpl@pref.miyagi.lg.jp	022-363-5502	022-362-6161
岩沼地域保健医療調整本部	inlifes@pref.miyagi.lg.jp	0223-22-2188	0223-24-3525
北部地域保健医療調整本部	nh-hwfzp@pref.miyagi.lg.jp	0229-91-0707 ◎-223-312～314※ 316～317※	0229-22-9449
東部地域保健医療調整本部	et-wfzk@pref.miyagi.lg.jp	0225-95-1416・1420 ◎-226-3330～3333※	0225-94-8982
気仙沼地域保健医療調整本部	kshwfz-p@pref.miyagi.lg.jp	0226-22-6661	0226-24-4901

◎：発信特番

#### 4 設置の広報

- (1) 市町村は、医療救護所の設置後速やかに広報車や防災行政無線その他実情にあった方法を使用して医療救護所の開設状況等を住民に広報します。
- (2) 県保健医療調整本部は、市町村から医療救護所設置の報告を受領後、速やかに県内医療救護所の開設状況等を、マスコミ等を通じて県民に広報します。